

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	公 告
○落札者の決定 (広報課) 715	○土地改良区の定款変更の認可 (南丹広域振興局) 719
○保安林の指定解除予定の通知 (山城広域振興局) 〃	○土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (都市計画課) 〃
○道路の区域変更 (乙訓土木事務所) 716	
○道路の供用開始 (〃) 〃	
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 〃	
○土砂災害警戒区域の指定 (〃) 717	
○土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除 (〃) 〃	
○土砂災害特別警戒区域の指定 (〃) 718	
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅課) 719	
	公安委員会
	○昭和40年京都府公安委員会告示第52号等の一部改正 〃
	○一般競争入札の実施 721
	選挙管理委員会
	○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程 723

告 示

京都府告示第499号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年10月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 委託業務の名称及び数量
全世帯配布広報紙各戸配布業務(京都市)委託一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府広報課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 落札決定日
令和6年9月3日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社日本情報サービス
京都市南区吉祥院嶋笠井町48
- 落札金額
155,324,004円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
令和6年7月19日

京都府告示第500号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年10月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 解除予定保安林の所在場所
城陽市奈島下小路11の13、11の15、11の19、上小路12の14、12の15、坊ヶ谷13の2、13の16、13の17、13の23
- 指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

京都府告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年10月4日から令和6年10月18日まで縦覧に供する。

令和6年10月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 伏見柳谷高槻線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長岡京市奥海印寺鈴谷4の6から	前	最小 4.6 m	146.0 m
		最大 11.9	
長岡京市奥海印寺鈴谷9の2まで	後	最小 6.2	
		最大 15.9	

- 4 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年10月4日から令和6年10月18日まで縦覧に供する。

令和6年10月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 伏見柳谷高槻線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
長岡京市奥海印寺鈴谷4の7から 長岡京市奥海印寺鈴谷9の2まで	令和6年10月4日

- 4 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第503号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和6年10月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成28年京都府告示第79号	坂川本流(新え1901)	長岡京市長法寺地区	次の図のとおり	土石流

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府乙訓土木事務所

2(1) 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成27年京都府告示第124号	日置浜A(も1092-4)	宮津市日置地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所



京都府告示第504号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和6年10月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥海印寺H(え 3001)	長岡京市奥海印寺太鼓山地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
奥海印寺I(え 3002)	〃 〃 野山地区	〃	〃
下海印寺D(え 3003)	長岡京市下海印寺西明寺	〃	〃
下海印寺E(え 3003-2)	〃	〃	〃
下海印寺F(え 3003-3)	〃	〃	〃
坂川本流(新え 1901)	長岡京市長法寺地区	〃	土石流

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府乙訓土木事務所

2(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日置浜A(も 1092-4)	宮津市日置地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所



京都府告示第505号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和6年10月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成28年京都府告示第80号	坂川本流(新え 1901)	長岡京市長法寺地区	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府乙訓土木事務所

(3) 閲覧場所 長岡京市役所

2(1) 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成27年京都府告示第125号	日置浜A(も1092-4)	宮津市日置地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所

(3) 閲覧場所 宮津市役所



京都府告示第506号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和6年10月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
奥海印寺H(え3001)	長岡京市奥海印寺太鼓山地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥海印寺I(え3002)	〃 〃 野山地区	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府乙訓土木事務所

(3) 閲覧場所 長岡京市役所

2(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
日置浜A(も1092-4)	宮津市日置地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所

(3) 閲覧場所 宮津市役所



京都府告示第507号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和6年10月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
ジェイリース株式会社
大分市都町一丁目3番19号
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
京都市中京区河原町通二条下る一之船入町376 ク
ロトビル5階

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、亀岡市川東土地改良区の定款の変更を令和6年9月25日認可した。

令和6年10月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、精華学研東部土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年10月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 組合の名称
精華学研東部土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
令和5年1月24日から令和12年9月30日まで
- 3 施行地区
相楽郡精華町大字菅井小字神谷の全部、小字五味山の全部、小字久土田の一部及び小字西山の一部並びに大字植田小字南原の全部、小字大塚の一部及び小字新田の一部
- 4 事務所の所在地
相楽郡精華町祝園西一丁目35番地3
- 5 設立認可の年月日
令和5年1月24日
- 6 変更認可の年月日
令和6年10月4日

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第178号

昭和40年京都府公安委員会告示第52号等の一部を次のように改正する。

令和6年10月4日

京都府公安委員会
委員長 増 田 壽 幸

- 1 昭和40年京都府公安委員会告示第52号の一部を次のように改正する。
表中

一般財団法人京都府交通安全協会	京都市上京区衣棚通水上の御霊町63番地
山城自動車教習所	綴喜郡井手町大字多賀小字西北河原49番地

を

山城自動車教習所	綴喜郡井手町大字多賀小字西北河原49番地
----------	----------------------

に改める。

2 平成6年京都府公安委員会告示第62号の一部を次のように改正する。

2の表中

株式会社光悦自動車教習所 京都市北区大宮玄塚南町25番地 居 相 英 児	京都市北区大宮玄塚南町25番地の18 光悦自動車教習所
株式会社長岡自動車教習所 長岡京市開田4丁目6番16号 稲 生 隆 司	長岡京市開田4丁目6番16号 長岡自動車教習所
株式会社勝英自動車学校 東京都豊島区南大塚三丁目46番3号 吉 村 武 司	京都市右京区常盤東ノ町26番地 太秦自動車教習所
株式会社二条自動車教習所 京都市中京区西ノ京内畑町34番地 西 田 康 郎	京都市中京区西ノ京内畑町34番地 二条自動車教習所

を

株式会社光悦自動車教習所 京都市北区大宮玄塚南町25番地 居 相 英 児	京都市北区大宮玄塚南町25番地の18 光悦自動車教習所
株式会社勝英自動車学校 東京都豊島区南大塚三丁目46番3号 吉 村 武 司	京都市右京区常盤東ノ町26番地 太秦自動車教習所

に、

株式会社宝池自動車教習所 京都市左京区松ヶ崎芝本町1番地 太 田 嘉 樹	京都市左京区松ヶ崎芝本町1番地 宝池自動車教習所
--	--------------------------

を

株式会社宝池自動車教習所 京都市左京区松ヶ崎芝本町1番地 太 田 嘉 樹	京都市左京区松ヶ崎芝本町1番地 宝池自動車教習所
株式会社長岡自動車教習所 長岡京市開田4丁目6番16号 稲 生 隆 司	長岡京市開田4丁目6番16号 長岡自動車教習所

に、

株式会社ニュードライバー教習所 京都市南区吉祥院向田西町12番地 亀 川 幹 弘	京都市南区吉祥院向田西町12番地 ニュードライバー教習所
--	------------------------------

を

株式会社ニュードライバー教習所 京都市南区吉祥院向田西町12番地 亀川幹弘	京都市南区吉祥院向田西町12番地 ニュードライバー教習所
株式会社二条自動車教習所 京都市中京区西ノ京内畑町34番地 西田康郎	京都市中京区西ノ京内畑町34番地 二条自動車教習所

に改める。

- 3 平成10年京都府公安委員会告示第96号の一部を次のように改正する。
表を次のように改める。

名 称	所 在 地
光悦自動車教習所	京都市北区大宮玄塚南町25番地の18
太秦自動車教習所	京都市右京区常盤東ノ町26番地

- 4 平成10年京都府公安委員会告示第97号の一部を次のように改正する。
表中

一般財団法人京都府交通安全協会	京都市上京区衣棚通水上御霊町63番地
山城自動車教習所	綴喜郡井手町大字多賀小字西北河原49番地

を

山城自動車教習所	綴喜郡井手町大字多賀小字西北河原49番地
----------	----------------------

に改める。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年10月4日
京都府警察本部長 白井利明

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
交番等ネットワーク機器（令和6年度集約分）の賃貸借一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間
令和7年3月1日から令和12年2月28日まで
- (4) 納入場所
京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2258
- (2) 仕様書の交付場所
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部情報管理課
電話075-451-9111 内線2416
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付等
ア 交付期間
令和6年10月4日（金）から令和6年10月28日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。
イ 入手方法
ア 原則として、アの期間に、京都府警察ホー

ムページ（https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。

- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、入札説明書は(1)の組織に、仕様書は(2)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和6年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「賃貸借」一小分類「コンピュータ機器」
- (3) 1の(1)の業務を賃貸借期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間等
- ア 提出期間
2の(3)のアに同じ。
- イ 提出場所
2の(1)に同じ。
- ウ 提出方法
- (ア) 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
- (イ) 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (2) 確認通知
入札参加資格の確認結果は、別途通知する。
- (3) その他
- ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出

された書類は返却しない。

- イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和6年10月4日（金）から令和6年10月15日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和6年11月22日（金）午前11時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入敷之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和6年11月21日（木）

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入敷之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることとはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することができる。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be leased
Lease contract for expansionary communications network equipment for police box, 1set

(2) The time, date and place for tender
11:00 AM, Fri., November 22th, 2024
Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(3) Time-limit for tender by mail

Thu., November 21th, 2024

(4) The time, date and place for the opening of tender

11:00 AM, Fri., November 22th, 2024

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(5) Contact point for the notice

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2258

選 挙 管 理 委 員 会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年10月4日

京都府選挙管理委員会

委員長 多賀久雄

京都府選挙管理委員会規程第7号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和40年京都府選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 介護医療院医療法人五木田病院の項を削り、医療法人社団育生会京都久野病院介護医療院の項の次に次のように加える。

介護医療院医療法人五木田病院	同 東山区福福川原町1の11
----------------	----------------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。